

「暮らし満足No.1のまち“中津”」創造元年について

中津市では、将来のまちづくりに向けた施策の方針とその礎となる安定的な財政運営について、関連する3つのプランを策定し、その計画期間が平成29年度からスタートしました。平成29年度を「暮らし満足No.1のまち“中津”」創造元年と位置づけ、前計画の総括を踏まえ、変化する時代の潮流や社会情勢を反映して策定しています。

1. 3つのプランの名称と位置付け

プランの名称	プランの意義と位置づけ
なかつ安心・元気・未来プラン 2017 （第五次中津市総合計画）	<ul style="list-style-type: none"> ● まちづくりの最も基本的な計画 ● 目指すまちの将来像とその実現のために必要な施策の方向性などを定める
中津市行政サービス高度化プラン （第3期中津市行政改革5カ年計画）	<ul style="list-style-type: none"> ● 行財政改革の推進のための基本方針（効率的で質の高い行政サービスの展開、持続可能な財政基盤の確立など）と具体的な取組内容などを示した計画 ● 「なかつ安心・元気・未来プラン 2017」に掲げる施策実現のための礎として位置付け
中津市公共施設管理プラン （中津市公共施設等総合管理計画）	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設等（学校、公民館、道路や上下水道など）を最適な規模で効率的に管理・運営していくための方針を示した計画 ● 「なかつ安心・元気・未来プラン 2017」や「中津市行政サービス高度化プラン」などを踏まえて策定

これらの計画の実行においては、行政だけでなく市民をはじめ、企業、団体など多くの方々との連携・協力も重要となってきます。「暮らし満足No.1のまち“中津”」の実現のために、広く皆様に知っていただき、ご理解とご協力を得る必要があります。

2. 各計画の概要（別紙参照）

3. 問合せ先

【なかつ安心・元気・未来プラン 2017】

総合政策課 担当：森下（TEL：0979-22-1111・内線 247）

【中津市行政サービス高度化プランおよび中津市公共施設管理プラン】

財政課 担当：那須（TEL：0979-22-1111・内線 231）

第5次中津市総合計画

「なかつ安心・元気・未来プラン2017」の概要

計画策定の主旨

前計画の総括を踏まえ、変化する時代の潮流や社会情勢を反映して策定しました。

計画の期間

計画の期間は、平成29年度(2017年度)から平成38年度(2026年度)の10年間とします。

計画の進捗管理と見直し

計画に記載した成果指標について毎年進捗を調査するとともに、5年を経過する時点で評価・見直しを行います。また、本文については随時見直しを行います。

今の時代に求められていること

人口減少と少子高齢化への対応

情報化、グローバル化への対応

多様化への対応

あらゆる災害への対応

みんなで作る

暮らし満足No.1のまち「中津」

まちづくりの理念

変化・挑戦・創造
～3つのC～

「変化(Change)」を恐れず、「挑戦(Challenge)」し、「創造(Create)」する姿勢

市民協働体制の構築と情報公開

あらゆる主体との連携・協力、主要な政策判断を行う際の情報公開

多面的な視点と一体的な振興

市全域の俯瞰、地域特性への配慮など多面的な視点と、山国川上下流域の一体的な振興

持続可能な財政運営との両立

長期的な財政運営指標の作成や公共施設の総合的な管理、行財政改革の継続

ライフステージ(暮らしの段階)に応じた
基本目標

子どもの将来における可能性が最大限
広がるまち

若者が未来を描くために必要な社会環境(雇用、生活、余暇、子育て、出会いの場など)が整っているまち

高齢者がいつまでも健康で、生きがいをもって暮らせるまち

男女や年齢の差、障がいの有無に関わらず、互いに支えあいながら**コミュニティ**の一員として元気に活躍できるまち

ふるさとを愛し、ふるさとの価値を次世代へ繋ぐまち

安心

医療・保健の充実

高齢者福祉と活躍の場づくり

子ども・子育て支援の充実

障がい者の自立支援

地域コミュニティの活性化

災害に強い安全なまちづくり

安心して暮らせるまちづくり

元気

企業誘致と地場企業の育成

一次産業振興・六次産業化

山国川上下流域を結ぶ観光振興

移住促進

まちのにぎわいづくり

文化・スポーツの振興

未来

学びたい教育のまちづくり

生涯学習・産業教育の推進

環境の保全

インフラ整備・維持

参加・連携・結集

市民との対話

あらゆる主体との連携



策定の背景

平成 17 年 3 月の市町村合併により誕生した新しい中津市の健全財政を推進していくには、行財政改革が必要であることから、「中津市行財政改革緊急 2 力年計画」(H17~18)、「中津市行財政改革 5 ケ年計画」(H19~23)、「第 2 期中津市行財政改革 5 ケ年計画」(H24~28) を取り組んできました。しかしながら、今後も人口減少・少子高齢化社会の進行や、国が「経済財政運営と改革の基本方針」を示すなど、依然地方を取り巻く情勢は厳しく、そのため時代に即した真に必要な行政サービスを選択し、事務事業のスリム・コンパクト化を図る「選択と集中」の視点に立った行財政改革が必要です。

【取組の成果】

1. 総人件費の抑制

- ・職員数：823 人 (H17) ⇒ 695 人 (H27) ※128 人削減 (市民病院職員、消防職員は除く)
- ・職員給：65.6 億円 (H17) ⇒ 56.3 億円 (H27) ※ 9.4 億円削減 (共済費等含む)

2. 財政調整基金の適正額の確保

- ・H27 年度末…35 億円確保 (※適正額は、標準財政規模の 10~15%とされている。中津市では 24~36 億円)

3. 財政健全化指数

- ・実質公債費比率 (H27) …5.50% (※市の収入に対する負債返済の割合を示す。25%を超えると危険な状況である。)
- ・将来負担比率 (H27) …32.2% (※市が抱えている負債の大きさを表す。350%を超えると危険な状況である。)

【今後の課題】

1. 合併特例期間の終了

- ・普通交付税：H27 年度以降、普通交付税が段階的に縮減され、H32 年度には 7 億 2 千万円の減額 (対 H26) が想定される。
- ・合併特例債：建設事業の財源として合併特例債を活用していたが、合併特例債の発行は平成 31 年度まで。

2. 社会保障費 (扶助費) の増

- ・人口減少・少子高齢化社会の進行による保育所等運営費補助等の増加により H27 年度決算では、扶助費が 32 億 7 千万円の増 (対 H17・56% 増) となっており、今後増加が見込まれる。

3. 公共施設の老朽化対策

- ・これからの老朽対策に係る費用が毎年平均約 18 億円と推測され、直近 5 ケ年の公共施設の更新・改修に要した費用の平均と比較すると、約 1.2 倍 (3 億円増) と試算される。

中津市行政サービス高度化プラン

～暮らし満足No.1 のまち「中津」の実現への「礎」～

基本方針

○「なかつ安心・元気・未来プラン2017」（第五次中津市総合計画）では、「安心づくり」「元気づくり」「未来づくり」を柱として「暮らし満足No.1 のまち「中津」の実現に向けた政策が決定しました。その政策実現のため、本プランを「暮らし満足No.1 のまち「中津」実現への「礎（いしずえ）」として、安定した財政運営そして強い行政基盤の確立を図ります。推進期間は、H29年度から33年度までの5年間とします。

1 効率的で質の高い公共サービスの展開

○限られた財源や資源を最大限に活用し、社会経済環境の変化に対応した確で質の高い公共サービスを提供します。

- (1) 公共施設の見直し
- (2) 出資団体の経営改善
- (3) 指定管理者制度、PPP/PFI等の導入
- (4) 窓口業務の民営化及び事務のアウトソーシング等

3 行政課題への対応力の向上

○時代の変化に対応でき「選択と集中」の視点に立った組織のスリム・コンパクト化を図ります。また、高度化、多様化する市民ニーズに対応できる人材の育成を行います。

- (1) 職員数の適正化
- (2) 組織・機構の見直し
- (3) 人材の育成

2 持続可能な財政基盤の確立

○中長期的な視野に立って、歳出の抑制、歳入の確保に取り組みとともに、適正な財政運営を行い、将来にわたって持続可能な財政基盤の確立を図ります。

- (1) 市税等の確保
- (2) 使用料の見直し
- (3) 基金の見直し
- (4) 資産運用の効率化等

4 協働と連携によるまちづくりの推進

○「まちづくりの主役は市民」であることを基本に、まちづくりに参画しやすい環境づくりを図りながら、市民と行政それぞれの役割と責任を分担しつつ、市民と行政が一体となって地域の公共的課題に対応する協働・連携によるまちづくりを推進します。

- (1) 市民協働・参画の推進
- (2) 自治会、NPO 団体等の自立促進

基本目標

1. 財政調整基金 25 億円確保 (H33 末)

現状の財政運営を継続した場合、平成 33 年度末の財政調整基金は約 17 億円まで減少します。安定的な財政運営に必要な財政調整基金 25 億円（標準財政規模の 10%程度）を確保します。

2. 市債残高 400 億円以下に抑制 (H33 末)

今後、合併特例債（H31 年度まで）及び過疎債（H32 年度まで）の発行ができなくなり、後年度の元利償還金の財政負担が大きくなることから、市債発行の抑制が必要です。現在の市債残高約 448 億円（H27 年度末）を約 10%減の 400 億円以下に抑制します。

3. 政策市役所への脱皮

絶えず市民サービスの向上を目指し、職員一人ひとりが政策課題に積極的に立ち向かっていくことで、“暮らし満足No.1 のまち「中津」”の実現を目指した様々な施策を実現する「政策市役所」へと脱皮します。

○主な取組項目

【効率的で質の高い公共サービスの展開】

- ・ 公共施設の見直し（公共施設管理プランの推進等）
- ・ 指定管理者制度、PPP/PFI 等の導入
- ・ 出資団体の経営改善（有）西谷温泉、（有）はばたき等
- ・ 窓口業務の民営化及び事務のアウトソーシング ほか 3 項目

【持続可能な財政基盤の確立】

- ・ 市税等の確保（市税収納率を H33 までに 1.0%向上、効果額 3.4 億円）
- ・ ふるさと納税の推進（目標寄附額 1 億円・対 H28 見込額の 1 千万円増）
- ・ 使用料の見直し（適時の見直し及びゴミ袋有料化の検討）
- ・ 人件費の削減（総人件費の抑制を図り、効果額 1.4 億円）
- ・ 基金の見直し（地域振興基金等の積極的な活用と見直し）
- ・ 物件費等の節減（消耗品、印刷製本費等の削減、効果額 1.4 億円）
- ・ 資産運用の効率化（広告料収入の拡大等、効果額 1.4 百万円）
- ・ 補助金の見直し（効果額 1.2 億円） ほか 5 項目

【行政課題への対応力の向上】

- ・ 職員数の適正化（業務量、年齢構成等を見据えた適正な人員配置）
- ・ 人材の育成（職員の資質向上と意識改革）
- ・ 組織・機構の見直し（組織のスリム・コンパクト化）

【協働・連携によるまちづくりの推進】

- ・ 市民協働・参画の推進（情報の発信や市民による行政参加）
- ・ 自治会、NPO 団体等の自立促進（市民と協働のまちづくりの推進）

財政推計

今後の財政推計の見通しは、平成 29 年度当初予算案をベースに現行制度が維持されるものと仮定し、国の「経済財政運営と改革の基本方針 2015 (骨太の方針 2015) H27.6.30 閣議決定」及び「経済財政の中長期試算」を参考とし、行政サービス高度化プランの取り組み期間である平成 33 年度までの大まかな財政収支を機械的に試算したものです。

推計によると財政調整基金の残高は H33 末に約 17.2 億円まで減少するため、行財政改革の確実な実行により財政調整基金の確保 (標準財政規模の 10%) が必要となります。また、今後、社会情勢の変化や、決算状況等により、毎年度、財政推計の見直しを行います。

◆ 財政推計

区分	H29 (予算)	H30	H31	H32	H33
(1) 市税・交付税・臨時債等	25,181	25,081	25,164	25,142	25,002
(2) 国県支出金	10,108	10,147	10,073	10,123	10,223
(3) 市債 (通常債)	2,722	2,700	2,600	2,400	2,300
(4) 繰越金	1				
(5) その他収入	2,814	2,115	2,106	2,097	2,008
うち基金繰入金	1,167	490	490	490	416
計	40,826	40,043	39,943	39,762	39,533
(1) 義務的経費	22,275	22,197	22,432	22,309	22,145
① 人件費	7,438	7,529	7,614	7,439	7,307
うち職員給与費等	4,792	4,819	4,818	4,752	4,720
うち退職手当	564	631	721	631	541
② 扶助費	9,402	9,487	9,573	9,628	9,771
③ 公債費	5,435	5,181	5,245	5,242	5,067
(2) 投資的経費	6,225	5,700	5,500	5,500	5,500
① 普通建設事業費	6,224	5,700	5,500	5,500	5,500
② 災害復旧費	1				
(3) その他経費	13,161	13,231	13,269	13,196	13,217
計	41,661	41,128	41,201	41,005	40,862

◆ 収支、財政調整基金現在高

区分	H29	H30	H31	H32	H33
収支 (歳入一歳出)	△ 835	△ 1,085	△ 1,258	△ 1,243	△ 1,329
前年度決算剰余金	700	700	700	700	700
財政調整基金現在高	3,838	3,453	2,895	2,352	1,723

◆ 起債現在高

区分	H29	H30	H31	H32	H33
市債発行額 (A)	4,106	4,100	4,000	3,800	3,700
元金償還金 (B)	5,128	4,915	5,008	5,029	4,874
市債現在高	43,953	43,138	42,130	40,901	39,727
プライマリーバランス (B-A)	1,022	815	1,008	1,229	1,174

◆ 主要基金の状況

区分	H29	H30	H31	H32	H33
減債基金					
現在高	△ 400				
地域振興基金	1,217	1,217	1,217	1,217	1,217
現在高	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300
退職手当基金	2,870	2,570	2,270	1,970	1,670
現在高	△ 200	△ 100	△ 100	△ 100	△ 25
計	325	225	125	25	0

◆ 財政推計の方法

歳入	歳出
(1) 市税・交付税・臨時債等	・一般財源総額の水準を維持し、譲与税等は県の推計値、合併算定替、公債費算入の交付税の減額を反映 ・普通交付税を合併算定替え終了により減額 ・臨時財政対策債はほぼ同額で推移
(2) 国県支出金	・扶助費等歳出の伸びに運動
(3) 市債 (通常債)	・合併特例債、過疎債の発行終了、普通建設事業費の抑制に伴い減額推移
(4) 基金等繰入金	・退職手当基金の活用、地域振興基金の活用
(6) その他収入	・ほぼ同額に推移

① 人件費	② 扶助費	③ その他経費
・職員定数等を考慮し、推計 ・生活保護扶助費はほぼ同額に推計 ・障がい福祉扶助費、児童措置費等の伸率を反映	・合併特例債、過疎債発行終了に伴う市債発行、現在高の抑制を勘案し推計	・物件費、維持補修費は消費増税等を早込み計上 ・補助費等は水道節水統合を勘案し推計 ・出資金は水道事業及び病院事業に係る出資金見込み額を計上

中津市公共施設管理プラン（概要版）

第1章 計画の位置付け

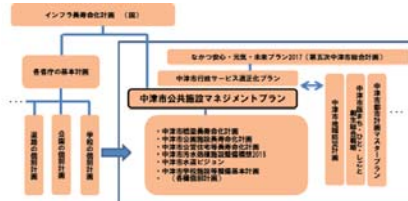
◎計画策定の背景と目的

- ・高度経済成長期に整備された公共施設等が一齐に老朽化
- ・少子高齢化に伴う税収の減、社会保障経費の増大に伴い厳しい財政運営
- ・すべての公共施設等を保有し続けることは困難な状況
→行政サービスを安全かつ継続的に提供し、
将来世代の負担軽減を図る計画を策定



◎各種計画との関連性

- ・中津市最上位計画「なかつ安心・元気・未来プラン2017」に則し
中津市行政改革プラン等を踏まえて策定
- ・「日本再興戦略」(平成25年6月閣議決定)に基づく
「インフラ長寿命化計画」の地方版行動計画



◎計画の対象

- ・一般会計および特別会計が所管する行政財産・普通財産
 - ◆公共建築物
庁舎、消防署、学校、市営住宅、公民館、
スポーツ施設、保育所、清掃工場、未利用財産 等
 - ◆インフラ資産
道路、橋りょう、下水道施設 等
- ・公営企業会計施設
病院事業施設、水道事業施設



◎計画の期間 40年間

(平成28年度(2016)～平成67年度(2055))

第2章 公共施設等を取り巻く状況と将来の見通し

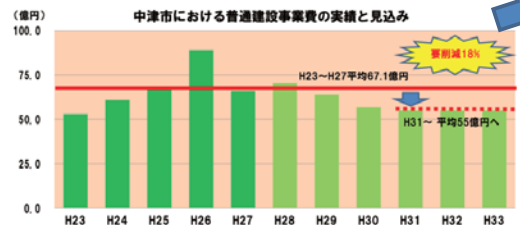
◎人口の見通し

- ・国立社会保障・人口問題研究所の推計結果に、
「中津市版まち・ひと・しごと創生総合戦略」の
施策の成果分を積み上げ
2015年(国勢調査) 83,965人→2060年 70,695人
人口減少率 16%



◎財政運営の課題・財政運営の見通し

- ・普通建設事業費の直近5ヶ年実績 67.1億円/年
- ・平成31年度以降の見込み 55億円/年

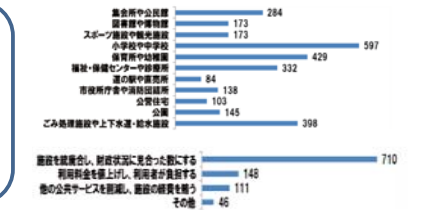
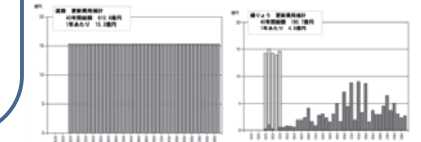
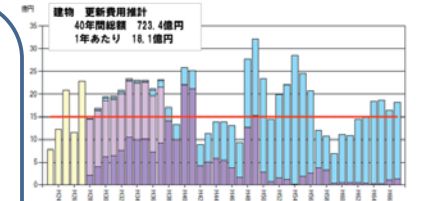


◎公共施設等の現状

- ・公共建築物 585施設、442,506.49㎡
※普通財産、特別会計分を含む
- ・道路 4,011路線、1,495,849m
- ・橋りょう 703本、10,425m、53,375㎡

◎公共施設等の改修・更新費用の見通し

- ・建物 40年間総額 723.4億円 (1年あたり18.1億円)
→直近5ヶ年平均15.0億円の**1.2倍**に相当
※推計条件:30年目に大規模改修、60年目に同規模で建替え
- ・道路 40年間総額 610.6億円 (1年あたり15.3億円)
※推計条件:15年目に同規模で更新
- ・橋りょう 40年間総額 190.7億円 (1年あたり4.8億円)
※推計条件:60年目に同規模で更新
- ※道路橋りょう 40年間総額 801.3億円 (1年あたり20.1億円)
→直近5ヶ年平均13.3億円の**1.5倍**に相当



◎市民アンケートの結果

- ・「将来にわたり優先的に維持すべき公共施設は？」
①小学校・中学校 ②保育所・幼稚園 ③ごみ処理施設・上下水道
- ・「公共施設の建替え費用等が不足することになった場合の対応は？」
→施設を統廃合し、財政状況に見合った数にする

第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

暮らし満足No.1のまち「中津」を未来の子どもたちへ

①総量の抑制

- ・類似機能の集約化
- ・他機能への転用
- ・機能の複合化(多機能化)
- ・必要最小限の更新(減築)
- ・民間事業者等への売却や譲渡
- ・用途廃止や解体

②長寿命化

- ・点検及び診断等の適切な実施
- ・日常点検の充実
- ・点計画的な予防保全の実施
- ・耐震化の実施と安全確保

③効率的な運営

- ・民間活力の活用 (PPP/PFI 等)
- ・維持管理経費の削減
- ・新技術の積極的な導入
- ・他団体施設の相互利用
- ・遊休財産の売却や貸付
- ・受益者負担(使用料)の見直し

40年間の目標：延床面積の削減率20% (392,915.50㎡ → 314,332.40㎡)

※人口減少率と財政状況(投資的経費の圧縮)による目標設定
※目標の対象とする施設は、一般会計の行政財産 482施設 392,915.50㎡

【計画の推進体制】・市民との情報共有(積極的な情報公開と様々な意見聴取の機会)

- ・公共施設等情報の一元管理(固定資産台帳システム等の活用)
- ・フォローアップの実施(アクションプランの策定、予算への反映)

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針（主なもの）

集会所	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性や近隣の類似機能の集積等を勘案しながら、自治会等への譲渡の取り組みを進めます。 指定避難所となっている施設は、「中津市地域防災計画」に沿いながら、防災機能の確保について十分に配慮します。
公民館	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化等により更新が必要になった場合は、「中津市地域防災計画」に沿いながら、防災機能の確保について十分に配慮するとともに、多世代交流の促進等の観点と施設総量圧縮の観点から、他の公共施設との複合化を検討します。 地区公民館は、地域の特性や近隣の類似機能の集積等を勘案しながら、自治会等への譲渡等の取り組みを検討します。
図書館・博物館等	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設機能の必要性や他の公共施設の活用等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても、財政負担の抑制を徹底します。
サッカー場・野球場	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ振興や経済波及効果創出の観点に立ち、拠点となる施設は、財政負担を抑制しながら、各種大会の開催に必要な施設水準の確保に努めます。 老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、各施設の利用状況や競技人口、地理的状況等を勘案しながら、施設機能の必要性等を幅広く検討し、財政負担の抑制を徹底します。
体育館	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ振興や経済波及効果創出の観点に立ち、拠点となる施設は、財政負担を抑制しながら、各種大会の開催に必要な施設水準の確保に努めます。 老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設総量圧縮の観点から、各施設の利用状況や競技人口、地理的状況等を勘案しながら、集約化や学校体育館との共用を検討します。
宿泊施設・温泉施設等	<ul style="list-style-type: none"> 民間による類似サービスが提供されていることから、行政としてのサービス提供を継続するべきか、指定管理者制度による効果的なサービス提供ができていないかなど、経営のあり方を検討します。 老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設機能の必要性等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても、財政負担の抑制を徹底します。
小学校・中学校	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度に策定した「中津市学校施設等整備基本計画」に基づき、学校施設の整備を計画的に進めます。 予防保全として早期の長寿命化整備を検討しますが、児童・生徒数の動向、安全性、建物の耐力度、国の制度や方針、学校運営、市の財政状況等を総合的に勘案して、個別の整備方針を決定することとします。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、子どもの数や待機児童数の推移、私立認可保育施設の整備や認可外保育施設の認可化の状況等を勘案しながら、民間活力の導入と他の公共施設の活用等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても、財政負担の抑制を徹底します。
幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、園児数や待機児童数の推移、私立の幼稚園や保育所の認定こども園への移行状況等を勘案しながら、他の公共施設の活用等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても、財政負担の抑制を徹底します。
老人ホーム等	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設機能の必要性や他の公共施設との複合化等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても、財政負担の抑制を徹底します。
直売所	<ul style="list-style-type: none"> 地域の産業振興および観光振興施設としての役割を勘案しつつ、指定管理者制度による効果的なサービス提供ができていないかなど、経営のあり方を検討します。 老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設機能の必要性や他の公共施設との複合化等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても、財政負担の抑制を徹底します。 民間譲渡が適切と判断できる施設（ふるさと産品直売所）は、売却の取り組みを進めます。
庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、災害発生時の対策拠点として必要な施設機能を検討するとともに、施設総量圧縮の観点から、更新時には他の公共施設との複合化も検討します。 他の施設に機能移転が考えられる施設（中津市庁舎分室）は、廃止を検討します。
公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度に策定した「中津市公営住宅等長寿命化計画」が5年経過したことにより、その内容を見直すこととし、計画的に建替え、用途廃止、小規模住宅の集約化を行い、人口動態や県営住宅、民間住宅の供給状況等を勘案しながら、総量の圧縮を行います。 民間空き住宅の活用等を検討します。
公園	<ul style="list-style-type: none"> 公園長寿命化計画策定指針（国土交通省）に沿って平成25年度に策定した「公園施設長寿命化計画」（5年に1度見直し）に基づき、予防保全型の管理を行い、施設を長寿命化することで、老朽化に対する安全対策の強化と、将来の改修や更新に係るコストの縮減や平準化を図り、財政負担の抑制を徹底します。
診療所	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、各施設を受診者数や地理的状況等を勘案しながら、地域に密着した医療を推進していくために必要な施設機能を検討し、財政負担の抑制を徹底します。
清掃施設	<ul style="list-style-type: none"> 日常の運転管理と適切な定期点検により現状把握を行い、既存の計画（中津市クリーンプラザ長寿命化整備計画）と整合を図りながら、予防保全による長寿命化を図ります。 利用を休止している施設（旧塵芥清掃工場、旧耶馬溪焼却場）は、危険度や財政状況を勘案しながら、解体を行います。
火葬場	<ul style="list-style-type: none"> 日常の運転管理と適切な定期点検により現状把握を行い、予防保全による長寿命化を図ります。 老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設総量圧縮の観点から、中長期的な火葬者数の推計や地理的状況を勘案しながら、集約化を検討します。
未利用公有財産（普通財産）	<ul style="list-style-type: none"> 他の公共施設の建替え用地等への用途転換に適していると判断される公有財産は、優先的に用途転換を行います。 地域づくりの課題等を踏まえ、地域活動拠点や高齢化社会に対応する福祉施設、そのほか新たなビジネス拠点など、市の施策上、導入が望ましいと判断される施設整備を進める場合は、資産活用の提案を公募し、賃付による有効活用を図ります。 将来的に市の利活用がなく、保有する必要のない公有財産は、地域の理解を得た上で、民間等へ売却処分します。
道路	<ul style="list-style-type: none"> 事故防止と道路交通の安全性を確保するため、日常的な道路パトロールや定期的な点検を実施することで、危険な箇所や道路通行に支障を及ぼすおそれのある箇所の現状確認を行い、緊急性や安全性等を総合的に勘案しながら、計画的な維持や修繕等に取り組みます。 今後整備が必要となる道路については、財政状況を勘案しながら、道路整備による効果が大きい路線を優先的に整備することを基本とします。
橋りょう	<ul style="list-style-type: none"> 道路法施行規則（国土交通省）で義務付けられた5年に1度の近接目視点検により、各施設の劣化損傷状況を適切に把握し、計画的な予防保全に取り組みます。 道路交通の安全性を確保するため、平成24年度策定の「中津市橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて、財政状況を勘案しながら、橋りょう規模や路線の重要度等により維持管理水準を設定し、メリハリを付けた老朽化対策を行います。 利用頻度や重要度等の低い橋りょうが老朽化した場合は、廃止も含めた幅広い検討を行います。
下水処理施設	<ul style="list-style-type: none"> 「中津市地域防災計画」に基づき、耐震性や耐浪性の向上を図るために、管路施設等の点検・補修や処理場の耐震化・停電対策を行います。 施設を更新する際は、人口動態等を踏まえ、耐震性・耐浪性や受益者の費用負担を勘案した上で、施設のあり方について検討します。 現在は「下水道長寿命化計画」に基づく改築・更新を行っています。今後は策定予定としている「下水道ストックマネジメント」に基づいて、長寿命化事業を実施します。 農業集落排水処理施設は平成27年度策定の「農業集落排水事業最適整備構想」に基づいて計画的な改築・更新を実施し、「中津市汚水処理施設整備構想2015」に基づき、維持管理に係る財政負担を抑制する設備等の導入を検討します。 経理内容の明確化および透明性の向上を図り、より一層の経営の効率化と健全化を推進するため、公共下水道事業（特定環境保全公共下水道事業を含む）は平成31年度に公営企業会計へ移行します。
水道事業会計	<ul style="list-style-type: none"> （旧）簡易水道事業は平成29年度に水道事業会計（公営企業会計）と経営統合し、統合後は「中津市水道ビジョン」に基づき、良質で安全な水の供給ができるよう、ライフラインとしての機能向上を図りつつ、経営基盤の強化を図ります。 基幹管路を中心に更新を進め、漏水が発見された管路は「管路更新計画」を作成します。 電気設備は正確な数値情報を得るために欠かせないものであるため、予防保全の考えに基づいた維持管理を実施することでコスト削減を図ります。 「中津市地域防災計画」に基づき、社団法人日本水道協会制定の「水道施設設計指針」や「水道施設耐震工法指針」等により、配水管や浄水場の耐震化・停電対策を行います。 施設を更新または新設する際は、水供給機能が麻痺した時の社会的影響の大きさに鑑み、最新の耐震基準に基づいた信頼性の高い構造とします。
病院事業会計 診療所事業会計	<ul style="list-style-type: none"> 県北部医療圏唯一の公立病院であることから、救急医療、周産期医療、小児医療など、地域において市民より求められる必要な医療提供体制の確保を図るとともに、「新中津市民病院改革プラン」に基づき、より効率的な施設管理や経費削減に努めます。 小児救急センターについては、夜間休日における小児医療体制として、乳幼児から中学生までの初期救急に対応する医療体制の整備を図ります。